

## 研究ノート

## 原朗『創作か 盗作か——「大東亜共栄圏」論をめぐって』に寄せて

— 擬装盗用の摘発と防止のために —

疋田 康 行<sup>†</sup>

## はじめに

2020年2月、元東京大学経済学部教授の原朗氏が『創作か 盗作か——「大東亜共栄圏」論をめぐって』（同時代社）を出版された。およそ45年前、原氏は、大学院進学以来発掘してきた膨大な一次資料を読み解いて発表してきた諸論文を元に、単著をまとめようとしていた。その矢先に、直前まで共同研究者として親しく協力してきた小林英夫氏が、原氏の既発表論文・報告・資料解題などを盗用して<sup>1)</sup>、単著を刊行した。原氏は、そのためその後の研究計画を大幅に変更せざるを得なかったことを、大学教授としての最終講義で公表したところ、小林氏が名誉毀損で東京地方裁判所に訴え、勝訴した。同書は、この裁判での主張を、資料を添えてまとめた本である。21年5月現在、5名の方が書評されており、内容をご存知の方も少なくないだろう。両氏とも研究分野の近い小生の先輩研究者で、長くお付き合いいただいたこともあり、この

地裁判決を知って衝撃を受けた。この小論は、隠蔽された研究盗用をどのようにして明らかにするかとともに、研究盗用を起こさせないようにする仕組みの強化を考えてみたものである。まず、この事件の概要を紹介しておきたい。なお、敬称は略させていただく。

## 1. 事件の概要

原朗は、東京大学経済学部助手であった1969年4月に、東京都立大学社会科学部研究科博士課程に在籍中の小林英夫の勧誘で「満州史研究会」（代表は当時農業総合研究所研究員の浅田喬二、他の会員は原、小林、松村高夫の3名）に参加した。そこで日本の満洲経済支配の共同研究を行い、72年1月に共著『日本帝国主義下の満州』を刊行した。さらに、74年度の土地制度史学会（現在は政治経済学・経済史学会）の秋季学術大会共通論題のオルガナイザーに指名され、満州史研究会会員の協力を得て「1930年代における日本帝国主義の植民地問題」というテーマで小林、高橋泰隆とともに報告チームを構成、浅田には司会を依頼した。大会当日は、高橋「日本ファシズムと『満州』農業移民」、小林「1930年代植民地『工業化』の諸特徴」、原「『大東亜共栄圏』の経済的実態」の順に報告し、大会を成功させた。その後、この共通論題の報告論文を学会誌に一括掲載することを求め

<sup>†</sup>立教大学名誉教授

1) 後述するように、司法レベルでは、小林氏の行為は剽窃とまでは言えないとしている。しかし、筆者は、芸術や芸能をも含んで対象は広いがアイデアや研究を十分に保護しない著作権法ではなく、研究規範から見て研究盗用だと判断している。

たが、前例がないとのことで難航し、ようやく76年4月号への掲載が決まった。ところが、75年12月20日、小林は原の大会報告や諸論文と類似点が多い著書『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』（御茶の水書房）（以下「小林著書」または「75年の著書」と略す）を刊行した。

原は、盗用と判断したが、運営方針をめぐって意見が対立していた学会の状況や小林が関わる歴史系諸学会への影響、さらに小林の将来にも配慮し、公然と告発することを断念した。ただ、学会誌に掲載する報告論文の冒頭に、1974年度の秋季学術大会共通論題の報告原稿であり「論旨内容には変更を加えていない」と記し、小林著書が「本稿の主題と関連するところ少なくないので、ついて参照されたい」との付記を加え、小林の盗用に気付く研究者があることを期待した。しかし、小林は、その著書の「はじめに」の謝辞の中で「本書の草稿について、特に有益な御助言と御示唆をいただいた」<sup>2)</sup>（傍点は筆者が付した）6名の最初に浅田、2番目に原の名を挙げ、「おわりに」でも「秋期学術大会報告…の準備のため、満州史研究会の原朗氏とおこなった数度の打ち合わせの討議が、本書作成に大いに役立った」<sup>3)</sup>とも記しているので、専攻分野の近い研究者の多くは原がこの著書の刊行を了解していると感じたと思われる。小林の盗用を疑う研究者はすぐには現れなかった。他方、小林は、78年3月、この著書により東京都立大学で博士号を取得した。ただ、社会科学系学位ではなく「文学」である。しかし、近代朝鮮経済史を専攻する堀和生は、専攻分野を広げる中で原と小林の研究精度の差と原の付記に気づき、90年5月、大東亜共栄圏に関する原論文と小林著書の関係は原に理論的オリジナリティーがある旨を公に主張

した<sup>4)</sup>。

その後、歴史系大学院生向けのリーディングスである柳沢遊・岡部牧夫編『展望 日本歴史 第20巻 帝国主義と植民地』（東京堂出版、2001年2月）に大会報告論文が採録されるのに際し、原は追記を付し、小林著書の編別構成が74年度秋季学術大会共通論題の原報告の論理構成とあまりに酷似しているのに驚いて上記のような対応をとったことを述べ、堀の言及と小林のそれへの反論も紹介した。小林は、その年の学会会場で原を追い抜きざまに小声で「先生、ごめんなさい」と言って走り去ったとのことで、東京地裁への提訴までこの追記に異議を挟まなかった。

しかし、小林は、2005年末には『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』の増補版の刊行に取りかかり、同年12月14日に堀にこれを書評しないよう要請した。増補版は翌年3月12日に刊行された。増補の内容は、16頁ほどの「補論『大東亜共栄圏』再論」（75年の著書への書評の紹介と、その後の「共栄圏」関係著作と第二次大戦後アジア関係著作の紹介、堀等の論評への反論など）に英文サマリー等を加えたものである。さらに、08年6月に刊行された日本植民地研究会編『日本植民地研究の成果と課題』（アテネ社）の序文で、75年の著書に言及し「資金、資材、労働力の三点から植民地・占領地の戦時「工業化」政策に関して論じた際、その共通項でこれらの地域を括ることに苦労した」などと記した。11年からは、堀の研究を批判し始め、同時に松村等との間で満鉄調査部弾圧事件をめぐる論争を開始した。

原は、東大を定年退職した後就任した東

2) 小林英夫『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』御茶の水書房、1975年12月20日、p. III。

3) 同前書、p.543。

4) 堀が小林の盗用を確信した経緯は、原朗『創作か 盗作か——「大東亜共栄圏」論をめぐる』(同時代社、2020年2月20日)所収の堀の3つの「意見書」のうち、最初の2015年10月1日付の「第二部 原朗氏・小林英夫氏の研究と私」(p.211-221)で説明されている。

京国際大学も定年となる2009年3月に、大学教授としての最終講義で、小林による盗用行為を受けて研究者としての将来設計を変更せざるを得なかったことを述べ、盗用・剽窃を厳に慎むことを訴えた。この最終講義は、一年後の研究科の紀要に掲載された。また、13年3月に『日本戦時経済研究』・『満州経済統制研究』の2著を刊行し、『日本戦時経済研究』には74年の「『大東亜共栄圏』の経済的実態」を付記・追記を付して収録し、『満州経済統制研究』（非売品）の「あとがき」では小林の剽窃によって生涯の研究計画を変更したことを詳しく説明した上で、「ここで幕を引かせていただく」と述べ、今後は言及しないことを宣言した<sup>5)</sup>。

しかし、小林は、松村が「満鉄調査部弾圧事件（1942・43年）再論」（『三田学会雑誌』Vol.105, No. 4（2013. 1）, p.719（197）-754（232））の注(1)（p.724（202））に原の最終講義を引用していることを知人から知らされ、2013年6月に、最終講義とそれを掲載した紀要、そして『日本戦時経済研究』・『満州経済統制研究』における名誉毀損の「訴状」を東京地裁に提出した。その「請求の趣旨」<sup>6)</sup>は、次の1～5の通りである。

- 1 被告は、原告に対し、金330万円及びこれに対する平成25年3月15日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告は、原告に対し、別紙1記載の謝罪広告を、朝日新聞、及び、東京国際大学大学院経済学研究科『経済研究』に、同記載の条件でそれぞれ1回掲載せよ。
- 3 被告は、『満州経済統制研究』を引き渡した相手方から、同書を回収せよ。
- 4 被告は、別紙送付文書「付箋貼付のお願い」及び同目録記載の付箋「注意書き」を、同目録記載の使用活字を用いて、『満州経済統制研究』を引き渡した相手方に対し送付せよ。
- 5 訴訟費用は被告の負担とする。

地裁での裁判は、裁判長が2回も交代した上で2018年5月に結審、判決言渡しは3回も延期され、訴状提出から約5年半後の19年1月ようやく執行されるという、長期・異例のものとなった。

判決主文は、

- 1 被告は、原告に対し、220万円及びこれに対する平成25年3月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その3を被告の、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

というものであり、1で原告の小林の勝訴とした上、2で原告の謝罪広告や『満州経済統制研究』の回収等の請求を棄却し、3で裁判費用の7割を原告負担とした。つまり、小林の「完全勝訴」ではない。

小林側は、「謝罪広告・名誉を毀損する文言を含む書籍の回収」が却下されたので、問題の社会化・拡散を防げないにもかかわらず、控訴しなかった。さらに、最高裁への上告中に『創作か 盗作か——「大東亜共栄圏論」

5) ここまでの経緯の説明は、おもに原前掲書「1 回想—三十代前半までの私の研究」(p.24-60)による。

6) 原前掲書、p.62-63。なお、同書は、地裁と高裁の判決も掲載しているが、その主文と「当裁判所の判断」以外は、紙幅の抑制のためか省略されている。「『原朗氏を支援する会』ウェブサイト」(<https://sites.google.com/view/aharashien/home>)には全文が掲載されている。両判決の「当裁判所の判断」に対しては、同書V・VI章で、原と堀が丁寧に批判している。

をめぐって』が出版され、問題はさらに多くの人に知られていったが、これを「名誉毀損」と訴えていない。

しかし、次に説明するが、簡単に言えば「小林の行為は剽窃・盗用とまではいえず、原の言動は小林に対する名誉毀損に当たる」という判決の根拠が、非常に問題である。地裁判決は、学術論文で最も重要な論述の内容を問わず、盗用を実質的に逐語的な引き写しに限定したのである。このため、原は同月中に東京高裁に控訴したが、同年5月下旬に1回審議しただけで即日結審とされ、9月に第一審判決維持の判決が出された。判決理由は若干変更されたが、盗用者の研究遂行過程における盗用の証明を被盜用者に要求するなど、盗用被害の証明をいっそう困難にするものであった。原は同月中に最高裁に上告したが、翌2020年6月15日付で上告の要件を満たさないと棄却され、高裁判決が確定した。このことは、日本で研究活動上の不正を防止する障壁になると思われる。

## 2. 裁判所の盗用の定義と判定基準

確定判決となった東京高裁の判決理由、とくに盗用・剽窃の定義及び判定基準を確認しよう。

まず、高裁が修正を加えた地裁判決は、「第3 当裁判所の判断」>「2 争点2（本件発言等の違法性阻却事由及び故意過失の有無）について」>「(3) 本件発言等の真実性について」>「ア 剽窃の定義について」で、次のア～ウのように述べている。（下線部は高裁による追記・修正）

(ア) 剽窃という語句について、確定的な定義は存在しないところ（なお、広辞苑（第7版）には「他人の詩歌・文章などの文句または説をぬすみ取って、自分のものとして発表すること」と定義されて

いる。）、証拠（乙14、15）によれば、学問の世界においては、出典を明示することや適切な引用方法によらず、他人の著作物を無断で借用したり、自己の著作物であるかのように発表したりすることのみならず、著作物になっていない他人のアイデアや理論等を自己のものとして発表することも剽窃として非難されることがあることが認められる。

そして、このような剽窃という語句の使われ方及び一般人が想起する剽窃という語句の理解に鑑みると、本件摘示事実の真実性の検討に当たっては、他人の著作物又はアイデアに依拠して、これを自己の著作物又はアイデアとして表現する行為があった場合に、剽窃の事実が真実であったことの証明があったものと認めるのが相当である。また、上記の「他人のアイデア」については、もともとアイデアには新規性や独創性のあるものからありふれたものまで様々なものが想定される場所であるが、ここで剽窃の対象となるアイデアには、既出のアイデアや、ありふれたアイデアは含まれないと解するのが相当である。

裁判所は、原側が学術上の盗用・剽窃の定義について、早稲田大学経済学研究科や神戸大学国際協力研究科、日本学術会議、文科省の研究不正防止関係ルール<sup>7)</sup>を提示したに

7) 原前掲書, p.69-72。なお、学術会議は、国内外での科学研究上の不正行為が増加している事態を受けて、2002年11月以降「学術と社会常置委員会」において「捏造、改ざん、盗用等、不正と見なすべき行為（scientific misconduct）とその防止・対応策に限って問題を提起し、今後の検討の材料」にすることとした（学術と社会常置委員会報告『科学における不正行為とその防止について』日本学術会議、2003年6月24日、p.1）。ここでは、盗用は「plagiarism: 他人のアイデアやデータや研究成果を適切な引用

もかわらず、その間に表現等の相違があることから「確定的な定義は存在しない」とし、判決では2003年の日本学術会議の報告や14年8月の文科大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」<sup>8)</sup>をも無視して広辞苑だけを引用している。研究論文・書を扱う姿勢とは言えない。

文章・語句、データ等の盗用だけでなく、「著作物になっていない他人のアイデアや理論等」の盗用があることも認めてはいるが、「既出のアイデア」を（無断使用すれば）剽窃（として非難される）対象から外している。「著作物になったアイデア」<sup>9)</sup>は先行業績で

---

なしで使用」（同文書、p.5）としている。原は、この定義を採用している。

- 8) この文科大臣決定でもその元となる2006年8月の同省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告でも、盗用の定義は「他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること」である。これに対して、『科学研究者の事件と倫理』（2011年、講談社）の著者であり、研究公正に関する著述が引用されることの多い生化学研究者の白楽ロックビル氏は、氏のウェブサイト（[https://haklak.com/page\\_plagiarism.html](https://haklak.com/page_plagiarism.html)）で「『アイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文』の範囲がわからない、『用語』は何を指すのか、『適切な表示』とは具体的に何をどのようになのか、『流用』とはどの程度なのか、わからない／現場の研究者は困惑する。大学・研究機関がネカト調査をする場合、判断の振れ幅が大きく、ネカト調査委員の胸先三寸で決まる部分が多い。これでは、定義もルールも価値が低い。威厳がない」と批判している（氏のウェブサイト＞2-2 盗用のすべて＞●2.【盗用ルール】）。

- 9) 研究補助金などの申請書類に記された着眼点や研究方法、研究結果の予測などのアイデアは、採択されない場合はもちろん採択された研究でも、そのアイデアの内容が正式に公表されるまで、「既出」とされないとと思われる。審査員は公表前に自分の研究に利用することが可能だろうが、そのアイデアを用いた自己の研究成

あり、適切な引用なしに（自分の発案のように）そのアイデアを述べれば盗用にあたる。では、「著作物になっていない」かつ「既出」の「アイデア」とは何だろうか。学会等での報告・発表は著作権法による保護の対象になるので、報告以外の討論等での発言、懇談会・懇親会等での会話に含まれるアイデアが、それかと思われる。すると、「既出」でないアイデアとは、それこそ頭の中だけにあり未発表のアイデアになってしまうので、通常、盗用することは不可能である。つまり、この判決はアイデアを一度公表すれば誰であれ無断利用可能なものとしたのである。懇話の場合は研究を促進するアイデア「交換」の機会として重要であるが、この判決はそれを萎縮させかねない。「既出のアイデア」も原則として公表者の了解を得て、あるいは公表者や公表の場を明らかにして使用することを明確にすべきであろう。

- (イ) 被告は、経済史学界においては、特定の歴史的事実について当該事実を論じている先行研究を引用せずに記述した場合にも、剽窃を行ったと評価されると主張する。しかしながら、先行研究に依拠しながら先行研究を引用せずに先行研究の特定の歴史的事実についての創見性・独創性のある記述と同旨の記述を自らの発案に係るものであるかのように表現する場合が剽窃に当たることはもちろんであるが、そのような場合ではなく、先行研究に依拠せずに単に同一の項目について記述したことを剽窃と表現する用法が一般的であるとはいえず、そのように解

---

果を公表する時には、当然、発案者の権利を尊重して適切に引用すべきだろう。なお、この点は後述する米国研究公正局がすでに指摘している（前掲、白楽ロックビル氏のウェブサイト＞●2.【盗用ルール】＞《1》盗用の基本ルール＞★米国の盗用ルールと日米比較）。

すべき理由もないし、歴史的事実についてであったとしても、同一の項目について記述したことから当然に先行研究に依拠したと推認されるものでもないから、この点に関する被告の主張は採用できない。

(ウ) そこで、上記(ア)にいう、他人の著作物又はアイデアに依拠して、これを自己の著作物又はアイデアとして表現する行為が行われたか否かを、以下検討する(なお、本件発言等で使用される盗用という語句も、剽窃と同一の意味で用いられていることから、以下の検討では両者を区別せずに扱う。) <sup>10)</sup>

(イ) で、経済史研究の場合、「①先行研究に依拠しながら②先行研究を引用せずに③先行研究の特定の歴史的事実についての創見性・独創性のある記述と④同旨の記述を⑤自らの発案に係るものであるかのように表現する場合が⑥剽窃に当たることはもちろんである」と述べている。①は、直接証明するには執筆時に現行犯逮捕するしかないので不可能であり、③+④があれば極めて可能性が高いと判断される。②は、当該記述が地の文に埋まるので、⑤と同等と判断される。そもそも研究論文・書においては、引用などで先行業績との関係を明確にすることは、学界等への自分の貢献を明示するために不可欠であり、先行研究を引用しないことは貢献を示せないためと言える。よって、研究一般について言えば、「②先行研究を引用せずに、③先行研究の創見性・独創性のある記述と④同旨の記述」があれば、⑥剽窃に当たると判断することになる。そのためには、判定者が「創見

性・独創性のある記述」かどうかを判断しなければならず、「一般人」ではなく「当該分野の研究者」による客観的判断が必要である。

しかし、東京高裁は、「第3 当裁判所の判断」の冒頭で一番判決の維持を宣言し、その根拠は「2 当審における控訴人の主張に対する判断」で述べるとした。その(1)の後半で、「先行研究に依拠しているか否かの判断に当たっては、当該研究と先行研究を比較することが必要であるということではできものの、それ以外の事情を考慮して判断されることもあり得ないものではないし、他者の先行研究と内容が同旨であるときに、先行研究の存在を指摘していなければ、他人の先行研究に依拠したものと考えることが一般的である」とまで認めることはできない<sup>11)</sup>と述べ、世間「一般」ではない研究規範に関する問題であることを敢えて無視している。さらに、「原判決は、控訴人が剽窃であると主張する各点についてそれに関する第三者や被控訴人の先行研究の有無等を検討した上、同様の(重複した)叙述が存在するとしても、その部分は歴史的事実の記載であって、そのことから直ちに剽窃であるということではできず、被控訴人が控訴人学会報告に依拠して本件控訴人著書の記述を行ったとは判断できない旨判示しているものであって、何らの検証もなしに剽窃とはいえないと判断しているものではないから、控訴人の批判は当たらない<sup>12)</sup>と続けている。「歴史的事実の記載」という表現によって、長い時間をかけた未公開資料の発掘と解説、新事実の発見に裏付けられた「特定の歴史的事実についての創見性・独創性のある記述」は存在しないと述べているに等しく、歴史的事実自体の新たな発掘・発見の意義を無視している。加えて、地裁判決のp.31で、

10) 研究「盗用」の対象はアイデアやデータ、画像、研究成果物等も含まれるが、「剽窃」のそれはほぼ文章に限られ、「盗用」のごく一部でしかない。それを区別しないのは、問題の文章表現への矮小化である。

11) 東京高等裁判所判決(平成31年m第715号謝罪広告等請求事件)2019年9月18日言渡し、p.17。

12) 同前。

「別紙争点対照表『第4 投資形態』7から10並びに13及び14』について、「主語、述語、記載順序等の表現形式に同一性が認められず、原告が被告学会報告に依拠して本件原告著書を記述したことをうかがわせる証拠はない」とも述べている。要するに、どんな内容でも「単なる記述」として盗用の有無の検討から除き、事実上、盗用をほぼ段落以上の文章の丸ごとコピーに限定している<sup>13)</sup>。

このような判決が「確定」したことは、次のような問題を引き起こす。一つは、原が非常に危惧してきたように、司法が「記述・記載」の学術的内容に踏み込まず形式的な不一致のみを理由にして小林が行ったような擬装を施した盗用を積極的に見逃したことから、被害者等が意図的・計画的に擬装した盗用を盗用と判断して公にすると、直ちに名誉毀損として裁判所に訴えられる可能性が高まることである。

もっとも、この裁判開始後の2014年8月に、前述の如く文科省は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」とこれに基づく「不正事案の公開について」を決定・発表し、17年度には適用対象研究機関（文部科学省及び所管独立行政法人の予算の配分・措置を受けて研究を行う研究機関）の研究不正対応体制が整備された<sup>14)</sup> ことにより、研究活動に関わる「特定不正行為」（捏造・改竄・盗用）等の告発を受けて半年程度で審

決する機構が一応は出来上がった。よって、不正行為を発見した研究者あるいは関係者が、不正行為者が関わると思われる研究機関あるいは研究予算の配分機関（以下、「研究・配分機関」と略す）に合理的な根拠と証拠を添えて告発する、あるいは相談する制度が標準化した。ただし、配分機関は関係研究機関に告発を通知するだけである。研究機関が不正と判断した場合、その研究機関から不正事案として文科省に報告され、「不正行為の態様を学ぶことによる不正行為の抑止や不正行為が発覚した場合の対応にいかすことを目的として」公開される。しかし、制裁が目的ではないので、不正行為者や関与者の氏名は公開されない。

これは後知恵となったが、今回のように盗用者側が「名誉毀損」の訴えを起こした場合でも、それを受けて立つと同時に、この告発を行って研究機関での判断の場を設けることができる。この場合、司法側も、研究機関の判断が先に出されれば、それを尊重せざるを得ないだろう。ただし、この制度を運用する主体（研究機関・要員）に研究不正を諫め防止しようという意思が弱いと疑われる事件<sup>15)</sup>も報じられており、まだ万全とは言い難い。

この裁判においても、小林が2011年8月に出版した『論戦「満洲国」・満鉄調査部事件—学問的論争の深まりを期して—』に掲載した「抄録「元山ゼネスト」」（『労働運動史研究』第44号、1966年7月掲載）が、尹亨彬「1929年元山労働者のゼネストとその教訓」

13) 個々の論点に関する裁判所の判断に対して、すでに、原前掲書の「東京地方裁判所判決批判」（同書、p.381-470）及び「東京高等裁判所判決批判」（同書、p.505-521）において批判が示されている。

14) 丸山智（文科省研究公正推進室長）「公正な研究の推進に向けて」（学術振興会・公正研究推進協会主催「文部科学省研究推進事業 第3回研究公正シンポジウム」2019年9月9日）での来賓挨拶資料、p.3。しかし、「特定研究不正」ですら、定義に問題を残しており、判定基準は何も示していないという重大な弱点がある。

15) 例えば、白楽氏のウェブサイトには、長崎大学河合孝尚准教授を代表者とする「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析」において白楽氏のブログが盗用された件（[https://haklak.com/page\\_kawai\\_plagiarism.html](https://haklak.com/page_kawai_plagiarism.html)）、さらに名古屋大学が2020年2月28日に授与した博士（教育学）の申請論文における盗用疑惑の件（[https://haklak.com/page\\_2020\\_nagoya\\_plagiarism.0.html](https://haklak.com/page_2020_nagoya_plagiarism.0.html)）もある。

(『歴史科学』1964年第2号掲載)を翻訳して逐語的に盗用していることを、19年5月に高裁に資料を添えて提出するとともに、同年7月に早稲田大学に告発し、早稲田大学からは高裁判決後の20年2月25日付で盗用を認定した旨回答があった。なお、早稲田大学の「研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程」(2007年4月6日規約第07-1号)は、文科省『ガイドライン』の雛形よりは丁寧な設計されており、制定後も組織的に改善が進められ、現在は18年4月1日版が用いられている。しかし、不正があったと認定した場合でも、第17条第8項で「本学は、必要に応じて、調査の結果および前項の規定により総長が倫理委員会に報告した内容を配分機関等に報告し、または公表する」(傍点は筆者)となっており、この件の調査結果は公表していない。

もう一つの問題は、今後、本件についての研究機関等による盗用認定が現在の地位の維持を危うくする可能性がある場合、小林は、確定判決を盾に直ちに名誉毀損・判定取消しの訴えを再度東京地裁に起して勝訴し、多額の慰謝料も得る、という可能性が格段に高まったことである。現に、東京都立大学は告発を受けて調査したが、これを危惧したためか、「小林氏の博士学位請求論文には、七か所において、『先行研究に関する言及や典拠・引用箇所を示していない等、研究倫理上、不適切な点があった』ことを認定した上で、『研究倫理上、不適切な点もあるが、原朗氏の研究業績から数行にわたってそのまま引用していた箇所はないことから、重大な不正があったとは言えない』という結論」を出し、通報者の「再審査とその公表のお願い」には「それ以上申し上げることはございません」と「回答」したことを、「研究学術倫理に背を向けた」態度だと批判されている<sup>16)</sup>。

16) 前掲「『原朗氏を支援する会』ウェブサイト

### 3. 研究盗用の問題性と防止政策

#### 3-1 アメリカの研究不正(盗用)防止政策

以上のように、小林が東京地裁に起こした訴訟は、その完全勝利には至らなかったが、大きな問題を残した。とくに、その盗用の判定基準は、擬装ないし隠蔽した盗用を積極的に見逃すものになっている。他方、1980年代以降の新自由主義の蔓延で研究環境も過剰に競争化して研究不正行為も増えてきたため、科学研究をリードしてきた欧米諸国は、これを防止する取り組みを強めてきた。先覚的な研究者の取組<sup>17)</sup>にも促され、前述のように日本学術会議や文科省も今世紀初頭からその検討を進め、2014年には一応の研究不正防止制度が全国的に設けられた。だが、注8で紹介した白楽氏の批判や注14で挙げた事件、またこの判決が確定されたように、その効果や枠組みはまだ十分ではない。そこで、研究不正、とくに盗用の防止政策の国際な現状を見ておきたい。

まず、国際基準と目されている米国研究公正局 (Office of Research Integrity, ORI)<sup>18)</sup>の

(<https://sites.google.com/view/aharashien/home>), 2021年6月1日20時アクセス。

17) 白楽ロックビル氏はその一人といえ、同氏の研究規範に関する著述や講演については、氏のウェブサイト内の「0-1.白楽の「研究規範」関連文章・講演」([https://haklak.com/page\\_Bunshou\\_kouen.html](https://haklak.com/page_Bunshou_kouen.html))を参照されたい。その「学会発表」に挙げられている「松尾未亜、白楽ロックビル(2002)「バイオ研究者の事件にみる研究費の問題と改善」研究・技術計画学会第17回年次学術大会 講演要旨集487-490頁、東京」は、注7で紹介した日本学術会議常設委員会報告にも引用されている。

18) 1989年3月に米国の健康福祉省国民健康局に設けられた科学公正局 (Office of Scientific Integrity) の発展的後身組織。健康福祉省の研究補助金を得た研究の不正を取り締まってい

対盗用政策 (ORI Policy on Plagiarism)<sup>19)</sup> をみよう (太字・下線は筆者)。

Although there is widespread agreement in the scientific community on including plagiarism as a major element of the PHS definition of scientific misconduct, there is some uncertainty about how the definition of plagiarism itself is applied in ORI cases.

As a general working definition, **ORI considers plagiarism to include both the theft or misappropriation of intellectual property and the substantial unattributed textual copying of another's work.** It does not include authorship or credit disputes.

**The theft or misappropriation of intellectual property includes the unauthorized use of ideas or unique methods obtained by a privileged communication, such as a grant or manuscript review.**

**Substantial unattributed textual copying of another's work means the unattributed verbatim or nearly verbatim copying of sentences and paragraphs which materially mislead the ordinary reader regarding the contributions of the author.** ORI generally does not pursue the limited use of identical or nearly-identical phrases which describe a commonly-used methodology or previous research because ORI does not consider such use as substantially misleading to the reader or of great significance.

Many allegations of plagiarism involve disputes among former collaborators who participated jointly in the development or conduct of a research project, but who subsequently went their separate ways and made independent use of the jointly developed concepts, methods, descriptive language, or other product of the joint effort. The ownership of the intellectual property in many such situations is seldom clear, and the collaborative history among the scientists often supports a presumption of implied consent to use the products of the collaboration by any of the former collaborators.

For this reason, ORI considers many such disputes to be authorship or credit disputes rather than plagiarism. Such disputes are referred to PHS agencies and extramural institutions for resolution.

From ORI Newsletter, Vol. 3,  
No. 1, December 1994

第2段落で「盗用とは知的財産の窃盗・不正流用であり他者の研究成果を実質的に出所不明にして逐語的に複製すること」と定義し、第3段落で「知的財産の窃盗・不正流用には、論文査読や助成金の審査などの特別な立場で得たアイデアやユニークな分析方法などの承諾なしの使用も含む」と補足し、第4段落で「他者の研究成果を実質的に出所不明にして逐語的に複製するとは、文や段落を逐語的にあるいはほぼ逐語的に出所不明にして複製して普通の読者をして書き手の貢献であると誤解させること」とも補足している。これらは、盗用の本質的説明といえるが、「逐語的に複製すること」では、逐語的盗用のみに限定し過ぎているように思える。健康福祉省の傘下組織であるので、専門用語が非常に多い生命科学関係の研究にやや偏した定義、判断基準、

る。(白楽ロックビル「海外の新事例から学ぶ『ねつ造・改ざん・盗用』の動向と防止策」『情報の科学と技術』66巻3号, p.109 (2016))

19) <https://ori.hhs.gov/ori-policy-plagiarism>, 2021年4月12日13時アクセス。

運用になっているのかもしれない。また、第4段落の後半で、「よく使用される方法や先行研究を記述するのに同一のあるいはほぼ同一の表現を用いることを盗用とは考えない」と、学界標準の表現・用語・研究方法を盗用認定の対象から外しているのは適切であろう。

### 3-2 文部科学省の研究不正行為認定事案一覧に見られる盗用認定

文部科学省は、2014年8月26日に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を決定し、15年度以降「研究機関又は配分機関から特定不正行為が行われたとの報告を受けたとき」は原則として「文部科学省ホームページ上で公開」<sup>20)</sup>している。そこで、この公表資料から、機関名がわかる17-20年度の「盗用」にかかわる26の案件（自己盗用に当たる二重投稿を2件含む）の「不正事案の概要（告発の概要、本調査の体制、調査方法、調査結果、特定不正行為と認定した理由、不服申立ての概要及び再調査結果、特定不正行為に関連する経費の支出等）」から、「調査方法」と「特定不正行為と認定した理由」を調べてみた。

「調査方法」は、当然ながら、すべての案件で「盗用元との類似性調査」を主とする書面調査と関係者からの聞き取り調査が行われている。「類似性調査」では、剽窃検出ソフト使用が5件、対照表作成が6件、それぞれ記載があった。

「認定理由」では、「盗用」に該当する要件を明記したのは事案番号2017-09の1件のみ

である。「調査結果」の「判断理由」に、「不正の判断に当たり、告発者から指摘のあった個所について、盗用に該当する、盗用の可能性が高いが確定できない及び盗用とはいえない、の3つに区分し、比較・検討した。盗用に該当するのは、文章が同一であるもの、文章の論理構成が同一であるもの（キーワード・順次性が一致するもの）及び引用が不適切なもの、とした上で、以下の理由により不正と判断した」と述べている。この件では盗用元が学術書か否かも争点となり、前記「以下の理由」では主に学術書と判定した根拠が述べられている。

また、事案番号2020-07では、「当該論文1編は、論理展開の類似性にとどまらず、記述された文言まで酷似している個所が多いにもかかわらず引用出典の明記のみでなく、文献リストに載せていないことから……調査比較対象論文の文章・アイデアを盗用したものであると認定した」と述べ、「論理展開の類似性」と「文献リストに載せていないこと」を「アイデアの盗用」の判断根拠に入れている（上記2段落の下線は筆者が付した）。

その他のほとんどは、盗用の判断理由として、引用要件を欠いた「流用」・「転載」、あるいは「ほぼ同一の」・「酷似した」・「同様の」文章・記述・文言・表現、「不正な引用」などをあげている。つまり、盗用元とほとんどあるいはまったく同一の文・データを適切な引用を付さずに使用していることが根拠とされており、ほぼ逐語盗用だけを根拠に認定している。

同一ないし類似部分の量については、論者内の盗用個所数・行数、それらの相対比（%、ただし文字数か単語数かは不明）を記している報告が12件ほどあり、「多数」・「大部分」という表現に留めているものが少なくない。

なお、審査日数（文科省「報告受理日」—最初の研究機関「告発受理日」）の平均は468日（1.3年）、最長は2,395日（6.6年）、最

20) 文部科学省ホームページトップ>科学技術・学術>科学技術関係人材の育成・確保>研究活動における不正行為への対応等>研究活動における不正事案について>不正事案の公開について ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360482.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360482.htm)) (2021年2月15日9時半アクセス)。

短は114日であり、1年以内は14件、150日以内は1件であった。

このように、文科省のガイドラインが研究不正の「判定基準」を示していないので、告発を受理した研究機関は告発者の指摘も参考にしつつ工夫しながら慎重に認定を行っていることがわかる。そのためか、「審査日数」も150日に収まったものが例外で1年ほどはかかっている。多くは逐語的盗用、剽窃だけで認定しているようであるが、少数ながら、「論理展開・論理構成の類似性・同一性」と「文献リストへの不掲載」も要件に加えられている。

米国研究公正局の対盗用政策は、盗用の本質について逐語的盗用に限定しすぎていると思われる。本質から見ていけば、研究不正としての盗用とは、他者の研究成果を出所不明にして自分の成果であるように見せることで、研究成果という知的財産を盗み取る行為である。よって、盗用元を隠蔽することは、その最も基本的な手法といえる。それには、適正な引用をしないだけでなく、参考文献リストや先行研究サーベイから排除することも含まれる。また、「複製」の方法も、単純な逐語盗用や全文盗用に限らず、言い換え、要約、複数の盗用の組合せ、外国語文献からの翻訳盗用、叙述順の変更、さらには研究方法や論文構成などを借用するアイデア盗用など、多様である。そして、引用元は示すが引用範囲は示さずに地の文に組み込むという不適切引用によって、読者に自己の叙述と思わせる「曖昧盗用」など、グレーゾーンを「活用」する手法もある<sup>21)</sup>。これらの隠蔽・擬装

によって個々の盗用個所だけでは判定が難しくとも、「疑わしい」個所が論旨や実証の要所にあり、またその数が多ければ、盗用と判定せざるを得ない。さらに、学位申請や学術誌投稿などに用いる研究成果物では必要かつ十分な先行研究サーベイが不可欠であるが、盗用元研究をこれに含めないことは審査要件を欠く危険を取って冒す行為であるので、その発覚を回避する工夫もするだろう。逐語盗用だけを追うのではなく、盗用の対象をデータ、イラスト・図、論理（構成を含む）等にも広げ、その本文中の割合や、様々な手法の盗用や盗用元の隠蔽とも組み合わせて調査すれば、時間と手間はかかるが、意図的・計画的な盗用も判定可能であろう。研究分野により研究の対象も、方法も、成果の発表方法も異なるが、この程度の一般化は可能であろう。しかし、より効率的に擬装盗用を見つけ出すには、研究分野の特徴に合わせて調査・判定方法を開発することが必要である。

以下、この盗用理解に立って、小林著書における問題点・盗用個所をいくつか例示しよう。

#### 4. 小林英夫『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』における研究盗用例

以下の叙述では、論文名を簡略化して用いる。小林の「1930年代『満洲工業化』政策の展開過程—満洲産業開発5ヵ年計画実施過程を中心に—」（『土地制度史学』第44号、1969年7月、p.19-44）を小林「満洲工業化」論文とし、原の「1930年代の満洲経済統制政策」（下記4-1の(1)）を原「満洲第一論文」とする。

##### 4-1 原朗への言及

小林著書の中で「原朗」の名は11回記されているが、うち5回は「はじめに」と「あとがき」での謝辞等であり、本文中では研究業績に関する6つの注である。満洲史研究会

21) 白楽氏のウェブサイトの「2-2 盗用のすべて ([https://haklak.com/page\\_plagiarism.html](https://haklak.com/page_plagiarism.html))」の最初に「●【盗用の種類】」が置かれ、処罰される9種に自己盗用と過誤3種を加えて説明されており、この段落はこれを参考に行っている。

メンバーでは、浅田が4回で、2回は謝辞、他の1回は序論での先行研究紹介、最後は第1篇第1章での参照注である。松村は3回で、1回は謝辞、2回は第3篇第6章での参照注である。謝辞のなかでは、1でも紹介したが、「本書の草稿について、特に有益な御助言と御示唆をいただいた」6名の最初に浅田、2番目に原の名を上げており、原への謝辞は質・量ともに大きい。謝辞以外は、「あとがき」の「残された課題」で挙げられている。すなわち、課題の「第一は、日本帝国主義本国の経済的動向と植民地におけるそれを有機的連繋のなかで全体として把握することができなかつたことである。この時期の日本本国でのそれについては、原朗「日中戦争期の外貨決済」(掲載誌名は略す。下記の(3)に同じ)とそれに関連する論文およびこれらをつくむ「物資動員計画」,「生産力拡充計画」研究がある。ために、この点に関しては、これらの研究成果をふまえ、今後再検討することとしたい<sup>22)</sup> というものである。

本文中の研究業績に関連して原の名をあげた6つの注のうち、3つが日本・植民地・占領地にわたる鉱工業中心の諸開発計画に関わる節の中にある参照注で、1つが臨時資金調整法に関する参照注、他の1つが資料集解題からの引用注、残り1つが第4篇第1章第3節の第4-1表「第2次生産力拡充計画」の資料提供を受けた旨の出典注。合計4つが参照注で、1つが資料出典注、原の名を記した引用注が1つである。挙げられた業績は以下の通りで、参照範囲の指定は厳密ではないし、引用注は引用範囲が明示されていない不適切引用である。

- (1)原朗「1930年代の満州経済統制政策」(満州史研究会『日本帝国主義下の満州』御茶の水書房、1972年1月)。参照注が2回。

(2)中村隆英・原朗『日満財政経済研究会資料一泉山三六氏旧蔵一』第1巻(1970年)、1頁(解題)の引用注。他に「前掲」の形で2回(使用資料の出典注と2頁(解題)の引用注)、「同右」の形で2回(使用資料の出典注)ある。解題を引用した本文の付注箇所には引用範囲が示されていない。典型的な「曖昧盗用」である。

(3)原朗「日中戦争期の外貨決済」(1), (2), (3) (東京大学経済学会『経済学論集』第38巻1, 2, 3号, 1972年4, 7, 10月所収)。日中戦争期の戦時経済統制構築に関して参照1回。他に「前掲」の形で、産金奨励政策に関する節の中で、金現送・正貨準備率に関して(1)のみを1回「23頁以下参照」としている。

(4)原朗「資金統制と産業金融」(『土地制度史学』第34号, 1967年1月所収)。第3編第5章の序文に「日本国内」に関して付された参照注1つ。他に「前掲」の形で、「台湾での資金動員政策の展開」の節中の日本での臨時資金調整法の運用に関する一文に「70頁」と指定した引用注が1つある。

序論は、著者の観点から先行研究を整理し、それに基づく研究課題や研究方法の設定を説明し、自己の研究成果の学界への貢献と創見を証明する土台になるもので、研究書・研究論文では重要な部分である。しかし、「はしがき」や「あとがき」と異なり、ここに原朗の名はない。すなわち、小林は、その著書に最も近い研究業績を持つ研究者の一人であって小林に「助言」や「示唆」を与え、残された課題を達成するためにも踏まえねばならないその業績を、先行研究サーベイから排除したのである。このことは、「名を記した引用注に引用部分の明示なし」と合わせて、小林が原の業績を盗用したと判断する基盤的証左となるとともに、先行研究サーベイ自体を極めて不十分なものとした。

22) 小林前掲書, p.544。

#### 4-2 第2篇 満州事変後の占領政策の展開／第1章 満州国樹立と占領政策の展開／第2節 特殊、準特殊会社の設立 (p.49, l.17-p.53, l.1)

「あとがき」では自身の「満洲工業化」論文を土台としたと表明しているにもかかわらず、この節には同論文の引用も参照もなく、叙述の根拠は2つの表と1冊の戦時中の研究書からの引用2つだけである。全体として、特殊会社の制度的な説明から始め、満洲国第一期経済建設期での設立状況、設立会社の業務と経済建設綱要との類似・重複、出資内容の特徴—満洲国政府の現物出資と満鉄の資金出資を確認するという叙述構成は、原「満州第一論文」に酷似しており、「要約盗用」の疑いが濃い。しかし、満洲国初期の特殊会社に関する総括的な説明の仕方にはあまり多様性がないので断定はしない。ただ、初歩的な誤りや考察の甘さが目立っており、実証の詰めでも原「満州第一」論文との落差が大きすぎる。

#### 4-3 第2篇 満州事変後の占領政策の展開／第2章 「満州産業開発五ヵ年計画」の立案過程／第1節 立案経緯 (p.66, l.7-p.73 l.11)

この節の書き出しの段落(下記)に注目する。コメントを付す箇所に番号を付しておく。

先の「幣制統一事業」に若干遅れる形で満州総合「開発」計画樹立が具体化し始めるのは1935年後半以降だった<sup>①</sup>。この総合「開発」計画立案の契機については後にふれる<sup>②</sup>として、ここでは立案経緯につき述べることにしよう。「満州産業開発五ヵ年計画」立案構想は、1935年以降「石原構想」なる形で陸軍参謀本部内に存在していた<sup>③</sup>が、満州国内で具体的な形をとって現われるのは、1936年8月の「満洲国第二期経済建設要綱」以降のこと<sup>④</sup>であった。満州に

強大な軍事工業を構築するこの計画は、これ以降、各種会議を経て、「満州産業開発五ヵ年計画」に結実していくのである。本節では、以下の叙述に必要な限りでその立案経緯を検討しよう<sup>①⑤</sup>

(1)この点の詳細な経緯については、原朗「1930年代の満州経済統制政策」(前掲『日本帝国主義下の満州』所収)参照。(同節末の注)

①これは、原「満州第一」論文(三-(一)-1-(1)の冒頭, p.57, l.16)の「満州第二期経済建設への動きは、35年秋からはじまる」の言換えにすぎない。石原莞爾は、関東軍参謀として満洲事変を主導したのち、1935年8月に陸軍参謀本部作戦課長に就任した。そこで、長大な国境を接することになったソ連の軍拡に対抗するため、軍備と軍需産業とを増強し日満に国家総力戦体制を構築する活動を開始した。そのためのシンクタンクの立ち上げを簡潔に説明したのが、石原莞爾「日満財政経済調査会」(極東国際軍事裁判提出文書, 表題の「調査会」は「研究会」の誤り)である。原は、満鉄経済調査会や日満財政経済研究会による日・満政府に先行ないし並行した産業開発計画等の立案に関する諸資料を発掘・分析し、この戦時統制経済の理解を飛躍的に向上させたのである。

②「契機」と「経緯」の説明順序が「満洲工業化」論文とは逆である。この逆転の根拠は説明されていない。「満洲工業化」論文での記述(2の(1)の最初の段落全部)を引用しておこう。

「当初計画立案契機は、1935年以降、『石原構想』なる形で、陸軍参謀部内に存していたが<sup>①</sup>、『満洲国』内での具体化は、1936年8月の『満洲国第二期経済建設要綱』をもって開始せられた。だが、

当初計画立案前に、その立案契機を検討する必要がある。」(25頁左第2段落)

- ③上記のように「立案経緯」の冒頭に置かれた「石原構想」は、「満洲工業化」論文では「立案契機」として扱われ、「(1)『石原構想』の『5<sup>(ママ)</sup>五ヶ年計画』への結実過程については、原朗『資金統制と産業金融』(本誌第34号所収)参照。」という注が付されている。原は、そこで①に記した石原文書により、日満財政経済研究会の設立を説明している。小林は、著書の第2節「立案契機」の説明でも、この石原文書を原とは別の資料集から引用しており、上記説明の順序逆転の根拠が薄弱なことを表している。
- ④満洲国内での立案の動きは、次のp.67で「関東軍の依頼をうけた満鉄経済調査会も36年4月以降、満洲の総合経済『開発』計画作成に着手し、8月には『満洲産業開発永年計画』を立案した」と述べ、矛盾がある。36年春以来の作業成果があるから陸軍参謀本部「方策綱要」の36年8月5日付受理から僅か5日で「満洲国第二期経済建設要綱」を提出し得たと考えられる。さらに原「満洲第一」論文によれば、35年秋に陸軍省軍務局が関東軍参謀副長に満洲国第二期経済建設の企画等を要請し、36年初頭以来満鉄経済調査会は「関東軍からふたたび満洲産業開発永年計画案の樹立を要望」されて「3月から7月にかけて」委員会を設け、8月初頭にその計画の立案を終了したことが実証されている。よってこの記述は誤り。
- ⑤この節(章)全体 注(1)の「この点の詳細な経緯」とは、「満洲産業開発五ヶ年計画」の詳細な「立案経緯」のことであろう。この注は、その理解を原「満洲第一」論文に委ねている。すなわち、少なくともこの節(実際はこの章)は、原論文の小林による要約であることを表している。ただし、既

発表の「満洲工業化」論文に引きずられたためか、事態の展開を正確に説明できていない。原は、生産力拡充計画が生産拡充計画に変質した1942年からの「第二次五ヶ年計画」にも言及しており、小林著書の満洲産業開発計画に関する部分は、これを含めて概ね重複している。引用注ではないが、参照範囲が曖昧なので、当時最先端の「満洲産業開発計画」研究のオリジナリティーを不明にする「曖昧盗用」といえる。

以上のように僅か3例であるが、(1)盗用元の隠蔽(先行研究サーベイからの除外など)、(2)要約盗用、(3)曖昧盗用、(4)叙述順序の入れ換えなど、擬装盗用の主要な手法が駆使されている。第二章の第一・第二節は、「大東亜共栄圏」の重要地である「満洲国」での戦時工業化を分析した部分で、小林著書の要所である。盗用の密度も、要約盗用と曖昧盗用によって高くなっている。これに、不適切引用と先行研究サーベイからの除外が加われば、原の研究成果を盗用したことは確実だといえる。「あとがき」で原の研究に言及したのは、その研究内容を具体的に説明・評価せずに、サーベイからの除外による奇異感を薄める効果もあろう。また、初歩的な誤りも多く、盗用を隠蔽する操作によって不自然な構成や叙述も生じ、盗用を別にしても学術著書としての出来栄がよくない。

#### おわりに — 研究盗用を減らすために

4-3の⑤で紹介したように、「……参照。」という参照注は、便利ではあるが「曖昧盗用」の温床にもなる。しかも「参照した」のか「参照せよ」なのか、あるいは両方なのかははっきりしない。引用に近い性格もあるので、参照対象箇所を明確にすべきであろう。ところで、4-3の③で記したように、小林は「満洲工業化」論文ですでにこの形式の参照注を

使っていた。つまり、同論文を掲載した『土地制度史学』誌は、これを問題にしなかったということである。当時の他の研究論文でも、引用注を付しながら引用部分を明示しないことも少なくない。やはり、1970年代の研究組織は、研究不正に敏感だったとは言えないだろう。

現在はどうかだろうか。3-2で利用した文科省による「研究不正事案の公開」には2015～20年度の61件が挙げられており、そのうち経済史に隣接する研究分野の事案は、経済学系では開発経済学分野（2020-04）のみで、経営学系が6件、社会学系が4件、政治学系が3件である。不正行為者の職は「教授」が一番多く、「准教授」がこれに次いでいる<sup>23)</sup>。研究不正の小さな「成功」の積み重ねが、その常習化を生んでいるのかもしれない。研究不正には早期に、研究者として自立したとされる課程博士号取得前までに、対処して立ち直らせ、必ずしも十分ではない研究能力の高い人材を出来るだけ減らさぬようにすることも重要だと思う。

ところで、学会誌での論文掲載は、博士学位や研究教育職を獲得するためにほぼ不可欠の条件であり、学会の研究規範遵守の制度化は重要だと思われる。2の終わりの方で、また注7で述べたように、今世紀初頭から日本学術会議や日本政府・文科省は研究公正を推進し始めたが、白楽氏によれば、学会での研究公正の取り組みはまちまちである<sup>24)</sup>。経済史系主要3学会で倫理憲章を定めたのは2021

年5月現在「政治経済学・経済史学会」だけであり、他学会は執筆要領や投稿規程、あるいは会則などでも研究規範の遵守を明記していない。学会がその研究規範遵守の宣言などを掲げることは大切であるが、研究大会報告や掲載論文の質保証の向上はより重要であろう。中核的学会ないし学会連合等で、その研究分野の特徴に応じた研究規範を明確化し、研究不正・盗用の防止方法を具体化していくことが望ましい。投稿論文等のレフェリーは、主に学界への新たな貢献の有無を調べるが、様々な研究上の工夫や過誤も洗い出して編集会議に報告する。その一環として盗用の有無等の最低限のチェックも行った方が良好だろう。とくに、先行研究の正確なサーベイや参考文献リストの完備のチェックなどは、学界への新たな貢献を確認する上で不可欠の作業であるし、研究規範遵守状況の判断にも資する。レフェリーの負担を軽減するため、剽窃検出ソフトによるチェック結果を査読の参考資料として提供すること、さらにはレフェリーが研究不正の可能性ありと判断した場合には別途調査組織で精査することなどは、十分考えられる。

最後に、すでに定年で大学を退職した小林氏には、「『大東亜共栄圏』の形成と崩壊」の出版時に「原氏の業績をどのように理解し評価していたのか」とともに、「研究者・大学人として本当に充実した人生であったか」を問いたい。もし、後者が肯定出来ないのなら、その経験と実感を若い世代に伝えて頂きたい。（この段落だけ敬称を付す。）

23) すでに研究不正事件の定量分析があり、白楽氏のウェブサイトにも「ネカト・クログレイ事件集計（2019年）日本編」（[https://haklak.com/page\\_ffp\\_statistics\\_jp.html](https://haklak.com/page_ffp_statistics_jp.html)）がある。

24) 白楽氏のウェブサイト（[https://haklak.com/page\\_plagiarism.html](https://haklak.com/page_plagiarism.html)）の「2. 盗用ルール」《4》学会の盗用ルールと解説」。好事例として、日本化学会の「会員行動規範」の関連条項も紹介されている。